

回覧

令和8年6月から 資源ごみの 出し方が変わります

①「燃えないごみ」で収集している「金属類」を 「資源ごみ」として収集します

○「資源ごみ」として収集する「金属類」は、次のものです

- ・「製品全体の50%以上が金属製のもの」（金属以外の割合が多いものは、これまでどおり「燃えないごみ」で出してください）
- ・「一辺の長さが概ね30cm以内のもの」または「棒状のもので長さが概ね50cm以内のもの」（上記のサイズを超えるものは「キタセイエコステーション（多賀町中川原390-1）」に持ち込むか、「粗大ごみ収集」時に搬入してください）

○「金属類」として出せるものの例



○収集日、収集場所

- ・資源ごみの日（Aブロックは第1水曜日、Bブロックは第2水曜日）
- ・各集落の資源ごみステーションにある黄色の金属類回収コンテナまたはスチール缶回収コンテナに入れてください

②「小型家電」を各集落の資源ごみステーションで収集します

○収集する「小型家電」は、次のものです

- ・「一辺の長さが概ね30cm以内のもの」または「棒状のもので長さが概ね50cm以内のもの」（上記のサイズを超えるものは「キタセイエコステーション（多賀町中川原390-1）」に持ち込むか、「粗大ごみ収集」時に搬入してください）

○収集日、収集方法

- ・Aブロックは第3木曜日、Bブロックは第4木曜日
- ・各集落の資源ごみステーションにある緑色の小型家電回収コンテナに入れてください

※黄色の金属類回収コンテナおよび緑色の小型家電回収コンテナについては、5月中に順次、各集落の資源ごみステーションへ配布します。

※詳細については、多賀町情報媒体（ホームページ・LINE・広報等）でお知らせします。

お問い合わせ先 産業環境課 電話：0749-48-8117
有線：2-2030